

郡山市いきいきデイクラブ事業実施要綱

平成12年4月1日制定
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成28年3月28日一部改正
平成31年2月19日一部改正
令和元年9月6日一部改正
令和4年3月22日一部改正
令和5年3月31日一部改正
令和5年11月30日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

（目的）

第1条 この要綱は、日常生活は自立しているが高齢により家に閉じこもりがちの者に対し、通所により各種のサービスを提供する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上並びに地域の住民同士の支え合いによる地域コミュニティの強化を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、市長は、利用者の決定及び負担金決定を除き、事業の一部を社会福祉法人に委託することができる。

（実施施設）

第3条 事業の実施施設は、次の各号に掲げる施設を利用して実施する。

- (1) 老人福祉センター
- (2) 高齢者文化休養センター
- (3) 市民福祉センター
- (4) 地域交流センター
- (5) 地域公民館
- (6) その他

（利用対象者）

第4条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者で次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条又は第32条に基づき、要介護認定又は要支援認定を受けていない者
- (2) 郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則（平成28年郡山市規則第43号）第5条により、総合事業対象者として確認を受けていない者
- (3) 自立して日常生活を営むことができる者

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 教養講座
 - (2) 創作活動
 - (3) 趣味活動
 - (4) 日常動作訓練
 - (5) 給食サービス
 - (6) 送迎サービス
 - (7) その他
- (利用回数)

第6条 事業の利用回数は、原則として1月当たり1回を標準とし、1会計年度当たり12回を限度とする。

(利用の申請)

第7条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、郡山市いきいきデイクラブ事業利用申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

- 2 申請者の家族、地域包括支援センターの職員、その他申請者以外の者が前項の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請者が第4条に規定する要件を満たすかどうかを確認し、速やかに利用の可否を決定し、郡山市いきいきデイクラブ事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、郡山市いきいきデイクラブ事業依頼書（第3号様式）により、第2条の規定により事業の一部を委託した社会福祉法人（以下「委託事業者」という。）に依頼する。

(利用の廃止)

第9条 市長は、現に事業を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のサービスの提供を廃止することができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 市長が、事業を利用させることを不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項第2号又は第3号の規定によりサービスの提供を廃止したときは、郡山市いきいきデイクラブ事業利用廃止通知書（第4号様式）により、利用者に通知し、郡山市いきいきデイクラブ事業依頼書（第3号様式）により、委託事業者に通知する。

(費用の負担)

第10条 利用料の額及び納付期限は次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、事業の利用料として1日あたり1,200円を負担するものとする。
- (2) 利用料の納付期限は当該利用料に係る調定を行った月の月末とする。
- (3) 前号に規定する納付期限が、郡山市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日以降において当該休日（平成2年郡山市条例第7号）に最も近い休日でない日をその期限とみなす。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市いきいきデイクラブ事業利用申請書

郡山市長

申請書提出者 ※以下のいずれかに☑してください。

☐利用者本人

☐（ ）地域包括支援センター
（担当者： ）

☐家族 ☐その他
（提出者氏名： ）
（利用者との関係： ）
（電話番号： ）

下記のとおり、いきいきデイクラブを利用したいので申請します。

記

利用 申請 者	ふりがな 氏 名	〒	生 年 月 日
			年 月 日
	住 所		電 話 番 号

※緊急時の連絡先			
氏 名	利用者との関係	住 所	連 絡 先
			(自宅) (携帯)
			(自宅) (携帯)

※太枠部分は記入しないでください。

個人コード

実 施 希 望 施 設 名

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

郡山市長

郡山市いきいきデイクラブ事業利用決定（却下）通知書

いきいきデイクラブの利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

利 用 者 名	
利 用 施 設 名	
利 用 年 月 日	利用開始日等詳細は、施設より連絡いたします。 （連絡先： － ）
利 用 料	1 日 当 た り 1 ， 2 0 0 円
理 由	

第3号様式（第8条、第9条関係）

年 月 日

郡山市いきいきデイクラブ事業依頼書

様

郡山市長

別紙のとおり利用者を決定（廃止）しましたので依頼します。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

郡山市いきいきデイクラブ事業利用廃止通知書

様

郡山市長

下記の理由により、郡山市いきいきデイクラブの利用を廃止します。

記

※廃止の理由